

平成 21 年 12 月 18 日

## 主要事項・要望項目等に関する最終整理案

### 【国際課税関係】

## 外国子会社合算税制の見直し（案）

- 国外に進出する企業の事業形態の変化や諸外国における法人税等の負担水準の動向に対応する一方、租税回避行為を一層的確に防止する観点から、次の見直しを行う。【国際課税】

- (1) 特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準（いわゆるトリガー税率）を 20%以下（現行 25%以下）に引き下げる。

また、トリガー税率の計算における非課税所得の範囲から除くこととされている配当等に、外国法人の所在地国の法令により、二重課税排除を目的としたものとして株式保有割合要件以外の要件により所在地国の課税標準に含まれないこととされる配当等を追加する。

- (2) 外国子会社合算税制の適用を受ける内国法人等の直接及び間接の外国関係会社株式等の保有割合要件を 10%以上（現行 5 %以上）に引き上げる。
- (3) 特定外国子会社等の適用除外基準について、次の措置を講ずる。

- ① 事業基準に関し、適用除外とならない「株式等の保有を主たる事業として営む法人」の判定上、統括会社が保有する被統括会社の株式等については、「株式等」から除外する。
- ② 非関連者基準の判定上、卸売業を主たる事業として営む統括会社が被統括会社との間で行う取引については、関連者取引に該当しないものとする。
- ③ 特定外国子会社等で所在地国基準又は非関連者基準を満たさないものが、事業基準、実体基準及び管理支配基準を満たす場合の適用対象金額の計算において、人件費の 10%相当額を控除する措置を廃止する。

（注1）統括会社とは、次のすべての要件を満たす特定外国子会社等をい

う。

イ 内国法人等に係る特定外国子会社等で、その内国法人等により発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されていること

ロ 2以上の被統括会社を有し、その被統括会社の事業を統括する業務として一定のものを行っていること

ハ 所在地国において統括業務に係る固定施設及び統括業務を行うに必要な従業者（専ら統括業務に従事する者であって、当該特定外国子会社等の役員を除く。）を有すること

（注2）被統括会社とは、次のすべての要件を満たす外国法人をいう。

イ 統括会社が、発行済株式等の25%以上を直接に保有し、かつ、議決権の25%以上を直接に保有する当該統括会社の関連者（非関連者基準における関連者であって、外国法人に限るものとし、内国法人等の同族関係者に係る関連者を除く。）であること

ロ 所在地国において、実体のある事業活動を行っていること

（注3）内国法人等に係る特定外国子会社等が統括会社に該当する場合には、当該特定外国子会社等が行う統括業務の内容及び被統括会社との資本関係図等を確定申告書に添付しなければならないこととする。

#### （4）特定外国子会社等に係る資産性所得合算課税制度の導入

特定外国子会社等のうち適用除外基準を満たす者であっても、次に掲げる所得（以下「資産性所得」という。）を有する場合には、当該資産性所得について、内国法人等の当該特定外国子会社等に対する株式等の保有割合に応じ、内国法人等の所得に合算して課税する。

① 株式保有割合10%未満の株式等の配当等に係る所得又はその譲渡（取引所又は店頭における株式等の譲渡に限る。）による所得

- ② 債券の利子に係る所得又はその譲渡（取引所又は店頭における債券の譲渡に限る。）による所得
- ③ 工業所有権及び著作権（出版権及び著作隣接権を含む。）の提供による所得（特定外国子会社等により開発されたもの等から生ずる所得を除く。）
- ④ 船舶又は航空機の貸付けによる所得

ただし、特定外国子会社等の資産性所得の合計額が当該特定外国子会社等の税引前所得の5%相当額以下である場合又は特定外国子会社等の資産性所得に係る収入金額の合計額が1,000万円以下である場合には、本措置は適用しないこととする。

（注1）資産性所得の金額は、当該特定外国子会社等の課税対象金額を上限とする。

（注2）資産性所得に係る収入金額から直接経費（収支の関係が明らかなものに限る。）を控除する。ただし、株式等の配当等及び債券の利子については、当期の支払利息を按分した金額の控除を認める。

（注3）特定外国子会社等が行う事業（事業基準に掲げる事業を除く。）の性質上、基本的かつ重要で欠くことのできない業務から生ずる上記①及び②の所得を除く。

(5) 内国法人等が外国法人から配当等を受ける場合には、その配当等の額のうち、内国法人等の配当等を受ける日を含む事業年度及び当該事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度における次のいずれか少ない金額に達するまでの金額は、益金の額に算入しないこととする。

- ① 当該外国法人が他の外国法人（合算対象とされた金額を有さない者を除く。）から受けた配当等の額のうち、当該内国法人等が当該外国法人を通じて間接に有する株式等に対応する部分の金額に相当する金額の合計額

- ② 当該他の外国法人につき合算対象とされた金額のうち、当該内国法人等が当該外国法人を通じて間接に有する株式等に対応する部分の金額の合計額
- (6) 特殊関係株主等である内国法人等に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例について、上記(1)、(3)③、(4)及び(5)と同趣旨の改正を行う。
- (7) その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、特定外国子会社等の平成 22 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。ただし、上記(5)は、内国法人の同日以後に開始する事業年度において受ける外国法人からの配当等について適用する。

## 移転価格税制の見直し（案）

- 国際取引を行う企業の予見可能性を確保し、事務負担に配慮しつつ、税務執行の透明化・円滑化の観点から、次の見直しを行う。【国際課税】
  - (1) 移転価格課税について、独立企業間価格の算定及び検証に当たり、国外関連者との間の取引価格の交渉過程等の検討を要する場合に特に留意すべき事項等を運用において明確にする。
  - (2) 移転価格調査における納税者の協力が得られない場合の推定課税規定において提出又は提示を求めている書類について、その範囲を、次の区分に基づき、明確にする。
    - ① 国外関連取引の内容を記載した書類
    - ② 国外関連取引について法人が算定した独立企業間価格に係る書類

## 外国税務当局との情報交換（案）

- 外国税務当局との情報交換に関し、租税条約や行政取極の締結により情報交換ネットワークを迅速に拡充するとともに、情報提供と守秘義務の関係を整理することによって一層効率的かつ円滑に情報交換を実施していくため、租税条約等に定めるところにより、当該租税条約等の相手国の税務当局に対し、租税に関する情報の提供を行うことができる旨の規定を創設する。【国際課税】

## 非居住者等が受ける振替国債等の利子等の非課税制度の拡充 (案)

○ 海外投資家の我が国金融・資本市場への投資の促進等の観点から、非居住者等が受ける振替国債等の利子の課税の特例等について、次の措置を講ずる。

(1) 非居住者等が受ける振替社債等の利子等の非課税制度の創設【要望・金融庁 16、総務省 11、財務省 1、経済産業省 11、国土交通省 20、21】

① 非居住者又は外国法人が平成 25 年 3 月 31 日までに発行される振替社債等（利子が支払われるものに限り、その利子の額が振替社債等の発行者等の利益の額等に連動するものを除く。）につき支払を受ける利子及び償還差益（償還価額と取得価額との差額）並びに外国法人が支払を受ける同日までに発行される特定短期社債の償還差益について、所得税及び法人税を非課税とする。

② 上記①の措置は、振替社債等又は特定短期社債の発行者と特殊の関係のある者が支払を受ける利子及び償還差益については適用しないこととする。

（注）発行者と特殊の関係のある者とは、発行者との間に発行済株式等の 50% 超の保有関係がある者等をいう。

③ 非課税措置の適用手続、振替社債等又は特定短期社債の発行者が提出すべき書類等について、所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、原則として、平成 22 年 6 月 1 日以後にその計算期間が開始する振替社債等の利子及び同日以後に発行される特定短期社債の償還差益について適用する。

(2) 振替国債等の利子の課税の特例等について、次の措置を講ずる。【要望・金融庁 16、総務省 10、財務省 1】

① 次のいずれかに該当する外国投資信託（証券投資信託又は公社債等運

用投資信託に該当するものに限る。) は、適格外国証券投資信託に該当するものとする。

イ その設定に係る受益権の国外における募集が公募により行われている外国投資信託で、次の要件を満たすもの

- (イ) 当該受益権の国内における募集が公募のみにより行われること
- (ロ) 上記(イ)の受益権に係る収益の分配が国内における支払の取扱者を通じてのみ交付されること

ロ その設定に係る受益権が、他の適格外国証券投資信託（上記イに該当するものを含む。）の信託財産としてのみ取得される外国投資信託

② 非居住者又は外国法人が支払を受ける振替国債等（利子が支払われるものに限る。）の償還価額と取得価額との差額について所得税及び法人税を非課税とし、外国法人が支払を受ける特定短期国債の償還価額と取得価額との差額について法人税を非課税とする。

③ 振替国債等の利子の課税の特例等に係る適用手続について、次の措置を講ずる。

イ 適格外国仲介業者の承認制度について、源泉徴収義務者ごとの承認から振替機関ごとの承認とし、適格外国仲介業者の適正な事務の履行を確保するため、承認の取消事由を明確化した上、非課税のための口座の設定を受けている非居住者又は外国法人ごとの取引内容の報告及び各人別帳簿の作成を不要とする。

ロ 非課税適用申告書について、源泉徴収義務者ごとの所轄税務署長への提出を簡素化し、特定口座管理機関又は適格外国仲介業者ごとに、これらを経由して特定口座管理機関の所轄税務署長に提出するとともに、特定口座管理機関の適正な事務の履行を確保するため、非課税のための口座の設定の確認等の事務が適正に行われると認められる特定口座管理機関について承認を受けるものとする。

ハ 所有期間明細書について、特定振替機関等が源泉徴収の計算の明細書を源泉徴収義務者に提出した場合には、その提出を不要とするとともに、この適正性を確保するため、適格外国仲介業者から利子等の受領者の情報を特定口座管理機関に通知させ、これを基に特定口座管理機関が振替国債等の利子の支払調書等を提出するものとする。

二 非課税のための口座の設定手続等について、所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、原則として、平成 22 年 6 月 1 日以後にその計算期間が開始する振替国債等の利子及び同日以後に発行される特定短期国債の償還価額と取得価額との差額について適用する。

## 民間国外債等の利子の課税の特例等の見直し（案）

○ 我が国企業の資金調達の多様化等を図る観点から、民間国外債等の利子及び発行差金の課税の特例について、次の見直しを行う。

(1) 適用期限を撤廃する。【要望・金融庁 17(1)、財務省 2、経済産業省 25】

(2) 指定民間国外債制度について、2年間の経過措置を講じた上、廃止する。

(3) 非課税措置の対象から除かれる民間国外債について、軽課税国に本店等が所在する実体のない外国法人により発行される民間国外債に代えて、次のものとする。

① その利子の額が民間国外債の発行者等の利益の額等に連動する場合の当該民間国外債

② 民間国外債の発行者と特殊の関係のある者が有する当該民間国外債

(注) 発行者と特殊の関係のある者とは、発行者との間に発行済株式等の50%超の保有関係がある者等をいう。

(4) 国内金融機関等が支払を受ける上記①又は②に該当する民間国外債の利子について、源泉徴収を免除する。【要望・金融庁 17(2)】

(5) 民間国外債の発行者が提出すべき書類、特定民間国外債制度における利子受領者情報等について、所要の措置を講ずる。

(注) 上記③から⑤までの改正は、平成 22 年 4 月 1 日以後に発行される民間国外債について適用する。

## 外国組合員に対する課税の特例の見直し（案）

- 外国組合員に対する課税の特例について、本特例の適用要件における「業務の執行」は、金融商品取引法に規定する自己取引等に対して投資組合の有限責任組合員が同意することを含まないものとする。【要望・金融庁 18】